

お支払いする保険金の内容等

I 型（宿泊を伴わない行事） II 型（宿泊を伴う行事）

保険金の種類・保険金額		保険金お支払いの内容	
傷害保険	行事参加者本人の事故	死亡・後遺障害保険金額 375.0万円	〔死亡保険金〕 保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 〔後遺障害保険金〕 保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 100%～4%をお支払いします。
		入院保険金日額 3,000円	〔入院保険金〕 保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、入院した場合、[入院保険金日額]×[入院した日数]をお支払いします。ただし事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は 180 日が限度となります。
		手術保険金	〔手術保険金〕 保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の手術を受けられた場合、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合…[入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5
		通院保険金日額 2,000円	〔通院保険金〕 保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、通院した場合、[通院保険金日額]×[通院した日数]をお支払いします。ただし事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は 90 日が限度となります。
賠償責任保険		自己負担額（免責金額）はありません。	
賠償責任保険	補償の種類・支払限度額		
	身体障害 1人につき1億円限度 1事故につき2億円限度	行事の開催により他人の身体に損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。1回の事故で多数の被害者が発生した場合、2億円限度	
財物損壊	1事故につき 1,000万円限度	行事の開催により他人の財物に損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。	

※ I 型の傷害保険は行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険、II 型の傷害保険は国内旅行傷害保険です。

賠償責任保険は、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険で構成されています。

※ II 型の場合、国内旅行行程中（旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。）の事故が対象です。被保険者の食中毒による事故も補償の対象となります（I 型も補償対象です。）

※ 傷害保険は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なく支払われます。

※ 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

※ 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金は重ねて支払われません。

※ 生産物賠償責任保険においては、1 事故限度額と同額の保険期間中限度額が設定されます。

※ I 型の傷害保険は、熱中症（日射病・熱射病）の場合にも保険金をお支払いします。

対象となる行事区分（I 型にのみ適用）

行事区分	A	B	C
活動内容	遠足（日帰り）・バザー・懇親会（懇談、飲食程度のもの）・音楽鑑賞・清掃活動・ゲートボール・バレーボール・講座映画上映会・ソフトボール・炊き出し 等	運動会・納涼会（船を使用する場合）・日帰りキャンプ・避難訓練・防災訓練（一般市民、学童等が行う程度のもの）・サイクリング・マラソン・アスレチック・スケート・軟式野球 等	サッカー※・ラグビー※・スキー・相撲※・神輿・山車に参加する祭り 等 ※体験会・講習会程度または高校生以下のみによって、その競技が行われる場合に限りです。

※ 記載のない行事については、代理店・扱者へお問合せください。

※ 行事内容によっては、対象とならない場合がありますのでご注意ください。